



平成 28 年(モ)第 4061 号 保全異議申立事件

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1 上記当事者間の横浜地方裁判所相模原支部平成 28 年(ヨ)第 16 号ウェブサイト削除等仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成 28 年 4 月 18 日にした仮処分決定を次のとおり変更する。

(1) 債権者組坂繁之、債権者片岡明幸、債権者西島藤彦、債権者藤川正樹及び債権者宮瀧順子の申立てについて

ア 債務者は、①別紙ファイル等目録記載の各記事、②別紙ウェブサイト目録 1 及び同目録 2 記載の各記事、③同目録 3 記載の記事のうち上記債権者らの氏名、役職、住所、電話番号、生年月日、略歴、勤務先、出生地、その他上記債権者らに関する情報を記載した部分、④同目録 5 記載の記事のうち上記②及び③記載の記事の過去の版を仮に削除せよ。

イ 債務者は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、上記ア記載の各記事につき、ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。）等一切の方法による公表をしてはならない。

ウ 上記債権者らのその余の申立てを、いずれも却下する。

(2) 債権者部落解放同盟の申立てについて

ア 債務者は、別紙ウェブサイト目録 3 記載の記事及び同目録 5 記載の記事のうち同目録 3 記載の記事の過去の版を仮に削除せよ。

イ 債務者は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、上記ア記載の各記事につき、ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、

映像化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。）等一切の方法による公表をしてはならない。

ウ 債権者部落解放同盟のその余の申立てを、いずれも却下する。

- 2 手続費用は、上記仮処分命令申立事件及び本件保全異議申立事件を通じて、債務者の負担とする。

理

由

第1 申立ての趣旨

- 1 上記当事者間の横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ヨ)第16号ウェブサイト削除等仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成28年4月18日にした仮処分決定を取り消す。
- 2 債権者らの上記仮処分命令の申立てを、いずれも却下する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、同和地区出身者らへの差別行為を廃絶するための活動をしている団体である債権者部落解放同盟（以下「債権者同盟」という。）及びその構成員である債権者5名（以下、別紙当事者目録記載の順に「債権者組坂」、「債権者片岡」、「債権者西島」、「債権者藤川」、「債権者宮瀧」といい、5名を「個人債権者ら」と総称する。）が、別紙ファイル等目録及び別紙ウェブサイト目録記載の各記事（以下「本件ウェブページ等」と総称する。）が、個人債権者らの人格権又はプライバシー権及び債権者同盟の業務を円滑に行う権利を侵害し、債務者はその掲載者又は管理権者であると主張して、横浜地方裁判所相模原支部に対し、上記各権利に基づく差止請求権を被保全権利として、本件ウェブページ等につき、債務者に対して仮の削除及びウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化（いずれも本件ウェブページ等の一部を抽出しての掲載等を含む。）等一切の方法による公表の禁止を命ずる仮処分命令の申立てをした事案である。

同裁判所が、債務者の審尋を経て、平成28年4月18日、これを認容する

仮処分決定（以下「原決定」という。）をしたところ、債務者が、同年9月20日、保全異議を申し立てた。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、各項目末尾記載の疎明資料及び審尋の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) 当事者

ア 債権者同盟は、昭和21年に結成された部落解放全国委員会を前身とする団体（権利能力なき社団）であり、その目的として「部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかること」を掲げ、同和地区出身者らを構成員として、同人らに対する差別行為を廃絶するための活動を行っている。

（甲1ないし6）

イ 個人債権者らは、いずれも同和地区出身者であり、債権者同盟において、債権者組坂は中央委員会委員長、同片岡は中央本部執行副委員長など、同西島は中央書記長など、同藤川及び同宮瀧は各支部長の役職に就いている。

（甲1ないし6）

ウ 債務者は、自己が所有する「miya.be」ドメインにおいて、「鳥取ループ」と題するウェブサイト（以下「鳥取ループ」という。）を運営管理しており、また、自己が所有する「同和地区.みんな」ドメインにおいて、「同和地区Wiki」と題するウェブサイト（以下「同和地区Wiki」という。）を開設している。また、債務者は、書籍・雑誌等の制作・販売等を目的とする示現舎合同会社（以下「示現舎」という。）の代表社員であり、同和問題を取り上げた書籍の発行等に携わっている。

(2) 全国部落調査について

「全国部落調査」と題する資料（以下「全国部落調査」という。）は、昭和11年3月に、財団法人中央融和事業協會が編纂した資料である。その内容は、昭和10年頃に各府県（東京府を含む。）が実施した同和地区の調査の結

果をまとめたものであり、「統計表」及び「各府県部落調査」と題する統計資料から構成されている。

このうち、「統計表」には、全国に存在する5367の部落にかかる4種の統計表（府県別の部落数、戸数、人口等）が掲載されている。また、「各府県部落調査」には、上記5367の部落について、その部落所在地（市町村名ないし学区）、部落名、戸数、人口、職業（主業及び副業）及び生活程度が、府県別に記載されており、全国部落調査の大部分を占めるものとなっている（以下「各府県部落調査」という。）。

全国部落調査の冒頭には、「本調査は最近融和事業の積極的計画化にあたり、これが基礎資料として、昭和十年本協會が各府県に照會して最近に於ける部落の調査報告を受け、これにより若干の集計表を作り、一纏めとして謄寫に附したものである。」と記載されており、表紙の中央には、「秘」と表記されている。

(3) 本件ウェブページ等の存在及び内容

ア 別紙ファイル等目録1ないし4記載のファイル又はウェブページ（以下、同目録記載の順に「本件ファイル1」、「本件ファイル2」、「本件ファイル3」、「本件ファイル4」といい、併せて「本件ファイル等」と総称する。）は、いずれも、債務者が鳥取ループに掲載したものである。

本件ファイル1は、全国部落調査の画像ファイル、本件ファイル2は、全国部落調査のPDFファイルであり、本件ファイル3及び本件ファイル4は、いずれも、各府県部落調査の内容に現在地を付記して一覧表の形式で記載したものである。

イ 別紙ウェブサイト目録1ないし3記載の各ウェブページ（以下、同目録記載の順に「本件ウェブページ1」、「本件ウェブページ2」、「本件ウェブページ3」という。）は、いずれも、同和地区Wikiのウェブページである。

ウ 本件ウェブページ1は、全国部落調査の説明文と本件ファイル等へのリ

リンクを掲載したものである。

エ 本件ウェブページ2は、都道府県ごとに、同和地区にかかる情報をまとめて掲載したものであり、概ね、「概況」欄、「文献」欄、「施設等」欄及び「出典」欄から構成されている（都道府県によっては、一部の項目のみのものもあり、また、「県内の同和地区」、「市町村別調査結果」等、上記以外の項目を設けているものもある。）。

このうち、「概況」欄には、当該都道府県における同和地区の概況（地区数、戸数、来歴など）が記載されている。また、「文献」欄には、「全国部落調査（1935年）」のタイトルの下、各府県部落調査の内容に、現在地及び備考（当該地区に特徴的な苗字など）を付記した一覧表が記載されており、一部の都府県では、その他の文献による同和地区の情報も記載されている。また、「施設等」欄には隣保館等の所在地が、「出典」欄には文献の情報が、それぞれ記載されている。

オ 本件ウェブページ3は、債権者同盟の中央本部、都府県連合会その他の団体等の役員ら多数名について、その氏名、役職、住所、電話番号、生年月日、略歴、勤務先及び出生地等の全部又は一部を、一覧表の形式で記載したものである。個人債権者らについても、それぞれ、その氏名、役職、住所及び電話番号が記載されており、債権者組坂については、生年月日及び勤務先も、債権者片岡については、生年月日も、債権者宮瀧については、生年月日、出生地及び勤務先等も、それぞれ記載されている。

(4) 本件ウェブページ等を巡る経緯について

ア 債務者は、示現舎の代表社員として、同和問題等を取り上げた「同和と在日」と題する電子雑誌の発行や、「部落ってどこ？部落民ってだれ？」と題する書籍の執筆及び発行等に携わってきたものであり、かねてから、同和地区の所在地等を網羅的、一覧的に記載した「部落地名総鑑」を入手して、これを公開したいと考えていた。そこで、債務者は、「部落地名総鑑」

を探し出そうと試みるとともに、同和地区を全て網羅して調査することにより、自ら「部落地名総鑑」と同内容の資料を作ることを目的として、平成26年5月頃、自己が所有する「同和地区. みんな」ドメインにおいて、同和地区W i k i を開設した。

その際、債務者は、鳥取ループに、「同和地区を全て網羅して調査すべく、『同和地区W i k i 』を開設しました。」「W i k i なので誰でも編集できるわけですが、その性質上、匿名で参加したいという人が多いと思うので、編集は匿名ネットワークであるT o r からのみ行えるようにしました。」などと記載した記事を掲載した。また、同和地区W i k i のメインページの「編集方法」欄にも、「編集者は、T o r を導入の上、以下のアドレスからアクセスすることを要します。」「ファイルをアップロードするには、ユーザー登録してログインしてください。」等の記載がある。

(甲9, 18, 19, 33)

イ 債務者は、平成27年末頃、全国部落調査を発見し、これが「部落地名総鑑」の原典であると考えて、その全文を複写して、本件ファイル1、本件ファイル2及び本件ファイル3を作成し、平成28年1月頃、これを鳥取ループに掲載した。

また、同和地区W i k i に、全国部落調査の説明文と本件ファイル等へのリンクを記載したウェブページ（本件ウェブページ1）を掲載し、さらに、同和地区W i k i の各都道府県ページ（本件ウェブページ2）の各「文献」欄に、各府県部落調査の内容を記載した一覧表を掲載した。

さらに、債務者は、平成28年2月頃、示現舎が全国部落調査を復刻し、「全国部落調査 部落地名総鑑の原典」との表題で出版する旨の記事を、示現舎のウェブサイトに掲載した。

(甲10, 11, 18, 19, 審尋の全趣旨)

ウ 債権者同盟の中央本部事務局は、平成28年3月3日、債務者に宛てて

電子メールを送信し、「差別書籍として社会的に認知されている『部落地名総鑑』の『原典』と付した書籍を復刊しようとする行為は、到底看過できるものではなく、強く抗議をするとともに、発行の停止と撤回を求める」旨要請し、また、同月8日、債権者西島らが債務者と面談して、同和地区 Wiki を閉鎖するよう要請した。

しかし、債務者は、上記面談の後、示現舎のウェブサイトにて、「全国部落調査の出版は差別ではなく、差別につながるとも考えていない。」「出版妨害をするのなら、なおのこと抵抗する。」などと記載して、上記要請を拒否している。

(甲11, 審尋の全趣旨)

3 当事者の主張

(1) 本件ウェブページ等の存否及び内容について (争点1)

(債務者の主張)

ア 本件ウェブページ3は、債務者が、平成28年4月7日、ツイッターで削除を呼びかけたところ、同日に削除されており、原決定時には存在しない。

イ 別紙ウェブサイト目録4記載のウェブページ (以下「本件ウェブページ4」という。)として債権者らが主張する内容は、以下のURLのウェブページであって、原決定時のものとはアドレスも内容も異なる。

「<http://xn--dkrxs6lh1g.com/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8>」

ウ 別紙ウェブサイト目録5記載のウェブページ (以下「本件ウェブページ5」という。)のうち、「本件ウェブページ1及び本件ウェブページ2の過去の版」以外のウェブページは、「同和地区. みんな」ドメイン内に存在しない。

すなわち、「本件ウェブページ1、本件ウェブページ2及び本件ウェブペ

ページ3の印刷版ページ」は、各ウェブページを印刷用に自動で整形して出力するにすぎず、各ウェブページとは別に存在するものではない。また、「本件ウェブページ3の過去の版」は、本件ウェブページ3とともに、原決定前に削除された。さらに、「その他1ないし3の情報が記載された一切のウェブページ」は、その存在自体不明である。

(債権者らの主張)

ア 本件ウェブページ3は、原決定時に存在した。

イ 本件ウェブページ4の内容は、「同和地区（被差別部落）W i k i 非公式ミラー」（以下「同和地区W i k i のミラーサイト」という。）のメインページである。

ウ 「本件ウェブページ1及び本件ウェブページ2の過去の版」以外のウェブページも、存在する。

- (2) 債務者は、差止請求の相手方となるか（本件ウェブページ等は、債務者が掲載したものか、又は債務者が管理者か）について（争点2）

(債務者の主張)

ア 本件ウェブページ2の多くの部分及び本件ウェブページ3は、債務者が掲載したものではない。同和地区W i k i は、不特定多数により編集可能なウェブサイトであり、上記を含む多くの内容は、債務者以外の不特定多数の手によって作成されたものである。また、本件ウェブページ4は、債務者が知らない誰かがコピーして作成したものと考えられ、債務者とは何の接点もない。

本件ウェブページ3にかかる債権者の主張については、本案訴訟が提起されたこと、同訴状が債務者に送達されたことは認めるが、その余は全て否認する。本案訴訟の原告の氏名及び住所は、裁判官等も入手可能であるし、原告側と被告側ではむしろ原告側の方が多くの人関わっている。W i k i サイトは誰でも編集が可能であるから、債権者らが主張する変更は、

債権者らやその周囲の人物であっても可能である。本案訴訟は原告本人だけでも200人を超える上、原告側は様々なところに裁判の支援を呼びかけており、また、債権者同盟は、組織内における個人情報の管理が緩く、不満分子を相当抱えており、本件ウェブページ3は、当初から債権者同盟の内部の人物が内部文書を流用して作成したことが疑われる。

イ 債務者が同和地区Wikiの管理権者であることは否認する。同和地区Wikiは、不特定多数により編集可能なウェブサイトであって、債務者はドメイン名の所有者であるにすぎず、ドメイン名はウェブサイトとは別のものであるから、ドメイン名の所有者であることはウェブサイトの内容を管理していることを意味しない。また、Torによる接続を受け入れているウェブサイトは、ツイッターを始め無数に存在するのであり、Torによる接続がされるからといって、危険なウェブサイトにはあたらない。

(債権者らの主張)

ア 本件ウェブページ等は、いずれも債務者が掲載したものである。

債権者同盟及び個人債権者らを含む個人原告211名は、債務者、示現舎及び同社取締役を被告として、本案訴訟を提起し、同訴状は、平成28年5月21日、債務者に送達された。しかるに、同送達後の同月30日の時点で、上記個人原告らのうち149名について、同和地区Wikiのミラーサイト上の「部落解放同盟関係人物一覧」記載の住所及び氏名が、同訴状の当事者目録の内容に沿ったものに変更されている。同当事者目録が同変更の情報源となったことは疑いを挟む余地はなく、同当事者目録を入手できたのは債務者及び上記取締役のみであること、同タイミングで多数の変更が行われていることに照らして、同変更を債務者が行ったこと（あるいは、同変更に関与していたこと）は明らかである。したがって、本件ウェブページ3も、債務者が中心になって作成したものである。

イ 仮に、同和地区W i k iのウェブページについて、債務者が掲載していないものがあつたとしても、債務者は同和地区W i k iの管理権者であるから、その管理責任を負う。債務者は、同和地区W i k iのドメイン名を所有し、自ら同和地区W i k iを開設したものであり、同和地区W i k iを管理できないことはあり得ない。加えて、債務者は、同和地区W i k iのメインページにおいて、「T o rなしでの編集はできない」旨述べているが、T o rは、I Pアドレスを相手に知られることなくインターネットに接続することができる匿名の通信システムであり、犯罪に利用されているものである。したがって、同和地区W i k iは、誰が書き込んだか分からない「危険なホームページ」であり、債務者は、当然にその管理義務を負う。

(3) 個人債権者らの各差止請求権の有無について（争点3）

（債権者らの主張）

ア 本件ウェブページ等は、同和地区の名称、所在地等が都道府県別に記載され、上場企業の人事担当者らが購入し、採用において同和地区出身者を排除するために利用した「部落地名総鑑」と内容も利用価値も共通するものであり、「部落地名総鑑」と同様に、部落差別を助長し、固定化するものである。

イ 個人債権者らは、いずれも同和地区出身者であるが、人格権の一内容としてプライバシー権及び名誉権を有しており、また、憲法14条1項の趣旨に鑑み、社会的身分又は門地によって差別されない権利を有している。

しかしながら、本件ウェブページ等は、個人債権者らの住所、電話番号、債権者同盟における役職等をインターネット上に公開し、あるいは、個人債権者らの住所にかかる情報と相まって、個人債権者らが同和地区出身者であることをインターネット上に表示するものであり、個人債権者らのプライバシー権を侵害するものである。

また、就職や婚姻に際して戸籍謄本等が不正取得されている事実等が示すとおり、部落差別がなお厳然と存在している現状に照らして、個人債権者らの名誉権も侵害するものであり、かつ、同和地区出身者に対する差別を助長し、差別の固定化に寄与するものであって、個人債権者らの差別されない権利も侵害するものである。

(債務者の主張)

ア 本件ウェブページ等は、部落差別を助長し、固定化するものではない。

同和地区の地名を掲載した書籍、資料等は他にも数多く存在するし、実質的に「部落地名総鑑」と同じ内容の全国部落調査は、様々な文献において引用されている。また、戸籍謄本は部落差別に利用できるものではないし、法務省が公開しているデータによっても、同和地区名の公開と人権侵犯事件の増減は無関係である。

イ 個人債権者らが同和地区出身者であることは否認する。明治4年8月28日付け太政官布告第448号（いわゆる解放令）により、同和地区出身者という法律上の身分は存在せず、同主張は憲法14条1項に違反する。

本件ウェブページ等が個人債権者らのプライバシー権を侵害することは争う。本件ウェブページ3は、債務者が作成したものではなく、その正確性も不明であり、債務者が確認したところでは、債権者組坂にかかる住所は別人宅であり、債権者宮瀧にかかる電話番号は存在しないものであった。本件ウェブページ1及び本件ウェブページ2についても、住所地が全国部落調査に掲載されていれば同和地区出身者であるというのは債権者らの独自の見解に過ぎず、同和地区の地名を掲載した書籍は他にも数多く存在するから、同和地区の地名の公開はプライバシー権の侵害にはあたらない。

同和地区出身者という法律上の身分は存在しないから、本件ウェブページ等が個人債権者らの名誉権及び差別されない権利を侵害することも争う。

ウ 本件仮処分命令の申立ては、同和地区出身者という、あつてはならない

身分の存在を前提とするものであり、憲法14条1項に違反する。また、公表禁止の申立ては、債務者の表現行為全般を将来にわたって禁止するものであって、債務者の表現の自由を著しく侵害する不当な人権侵害であり、憲法21条1項及び2項に違反する。

(4) 債権者同盟の差止請求権の有無について（争点4）

（債権者らの主張）

債権者同盟は、同和地区出身者らで構成する団体として、構成員である同和地区出身者らの権利を守り、差別を廃絶するための活動を行ってきたものであり、業務を円滑に行う権利（以下「業務遂行権」という。）を有している。

しかしながら、本件ウェブページ等は、就職差別や結婚差別に悪用されるおそれが極めて高く、債権者同盟においてこれまで積み上げてきた種々の取組みが水泡に帰し、現在及び将来の活動に著しい支障を生じさせるものである。また、債権者同盟は、構成員である同和地区出身者らの人格権を内包する業務上の権利を有しているから、個人債権者らの人格権の侵害により、債権者同盟の業務遂行権の侵害も発生しているものである。すなわち、本件ウェブページ等の掲載により、債権者同盟の関係者の自宅や連絡先が容易に推察される結果、嫌がらせを受け、債権者同盟の業務遂行に支障を来すおそれがあり、債権者同盟の役員らは、関係各所への働きかけや債務者への対応を余儀なくされ、すでに業務遂行に一定の支障が発生している。

（債務者の主張）

債権者同盟が同和地区出身者らで構成する団体であることは否認する。何をもって同和地区出身者であると認定するかは、債権者同盟の解釈次第である。

本件ウェブページ等が、債権者同盟の業務遂行権を侵害することは争う。債権者同盟の活動は政治運動であって、業務ではなく、政治運動を思い通りに行うことは債権的な権利ではない。本件ウェブページ等は、個人債権者ら

の人格権を侵害するものではないし、債権者同盟の業務遂行権とは無関係である。

(5) 保全の必要性について（争点5）

（債権者らの主張）

本件ウェブページ等によって、個人債権者らの人格権及び債権者同盟の業務遂行権は日々刻々と侵害され、その回復は著しく困難である。債務者は、示現舎に対して全国部落調査の復刻本の出版禁止等を命ずる仮処分命令（横浜地方裁判所平成28年(㊄)第154号。以下「出版禁止等仮処分命令」という。）が発令された直後に、本件ファイル4を新たに鳥取ループに掲載するなど、部落差別を助長する情報発信の継続に執着しており、権利侵害の意図も明確であって、保全の必要性は極めて高い。

（債務者の主張）

債務者の発信する情報は、部落差別を助長するものではなく、債務者に権利侵害の意図はない。また、本件ウェブページ等の内容は、著作権の保護期間が切れているか、著作権の主張がなく、誰でも自由に利用できるため、既に各所に拡散されており、もはや削除することに意味はないし、本件ファイル等と同等の情報は、米国の電子図書館である「インターネット・アーカイブ」に所蔵されるなど、さらなる拡散を続けており、保全の必要性は存在しない。

第3 当裁判所の判断

1 我が国における同和問題への取組みについて

各項目末尾記載の疎明資料及び審尋の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- (1) 同和問題の基本的方策を検討するために、昭和35年、同和対策審議会設置法に基づき、同和対策審議会が設置された。同審議会は、昭和40年8月11日、内閣総理大臣に対し、同大臣から諮問された「同和地区に関する社

会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について、審議結果を答申した。

同答申では、同和問題について、同審議会が実施した全国の同和地区の実態調査を踏まえ、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」との認識のもとに、その根本的解決のため、「特別措置法」の制定を含む各種施策の実現を図ることが国の責務であるとの基本的方策が示された。これを受けて、昭和44年に同和対策事業特別措置法が制定されるなどし、同和対策事業が進められた。

(甲2, 12ないし14)

- (2) 昭和50年11月、企業人材リサーチ協会・企業防衛懇話会の発行する「人事極秘 部落地名総鑑」と題する資料が、ダイレクトメールを用いて、企業の人事担当者らに密かに販売されていることが明らかとなった。その後、同種の資料が少なくとも8種類存在することが判明した（以下、これらの資料を「部落地名総鑑」と総称する。）

部落地名総鑑は、全国の同和地区（上記「人事極秘 部落地名総鑑」によれば、全国5600）について、その所在地（昭和初期の旧市町村名）、大字名及び小字名、世帯戸数、従事する職業等を、都道府県別に記載したものであり、一部の部落地名総鑑には、旧市町村名に対応する新市町村名（昭和50年当時の地名）等も記載されていた。

その後の調査で、企業の人事担当者らを中心に、延べ223社（人）が、部落地名総鑑を購入したことが判明した。発行者及び購入者らの供述等によれば、同人らが部落地名総鑑を発行ないし購入した意図は、就職希望者等が

同和地区出身者であるか否かを識別する資料とするためであり、一部の部落地名総鑑に記載された次の序文も、この意図を裏付けるものであった。

「部落解放同盟の解放運動の展開と、内閣同和対策審議会の同和政策などにより、同和教育が進められる一方、戸籍閲覧・交付の制限、履歴書などに本籍地詳記の省略など、差別に対する防御策がとられ、採用面接時に住所を尋ねたり、家族の職業を尋ねたりする事が禁じられ、不用意に話題がこれらの点に触れると、理由がどのようなものであったとしても、差別の意図があったものと解釈され、厳しい制裁を受けるのが現状です。」「採用問題と取り組んでおられる人事担当者や、お子さんの結婚問題で心労される家族の方たちには仲々厄介な事柄かと存じます。このような悩みを、少しでも解消することが出来ればと、此の度世情に逆行して、本書を作製する事に致しました。」。

(甲2, 13ないし15)

- (3) 総理府総務副長官並びに法務省、文部省、厚生省、農林省、通産省、労働省、建設省及び自治省(いずれも当時)の各事務次官は、昭和50年12月、連名で、各都道府県知事らに宛てて、「この冊子は同和対策事業特別措置法の趣旨に反し、特に同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々の差別を招来し、助長する極めて悪質な差別文書であると断定せざるを得ない。」と記載した通達を発出し、部落地名総鑑が悪質な差別文書であるとの認識を明らかにした。

法務省は、その後、平成元年までの間、部落地名総鑑への対応として、各法務局を通じて購入企業を探し出し、購入ルートなどを調査する一方、各企業が購入した部落地名総鑑を回収して、焼却処分し、また、発行者及び購入者らに対して勧告等を行った。こうした対応を経て、法務省人権擁護局は、平成元年7月28日、「部落地名総鑑事件の処理をすべて終了した」旨の声明を発表した。

(甲2, 13, 14)

(4) 平成10年6月には、大阪市内の調査会社が、600社余りの企業から依頼を受け、就職希望者が同和地区出身者かどうかを含む差別的な身元調査を行っていた事件が発生した。当該事件では、身元調査に用いるため、就職希望者の個人情報企業が企業から調査会社にそのまま提供されていたことから、平成11年6月、就職希望者等の個人情報の収集、保管及び使用を、業務の目的の達成に必要な範囲内に制限する旨の規定（職業安定法5条の4）が新設された。

(甲13, 15)

(5) その後も、結婚相手の身元調査等のために、戸籍謄本や住民票（以下「戸籍謄本等」という。）を不正に取得する事件が、継続的に発生した。平成17年には、①兵庫県及び大阪府の行政書士並びに②京都府の司法書士が、平成19年には、③三重県の行政書士が、平成23年には、④東京都の司法書士及び行政書士らが、それぞれ、興信所等の依頼を受けて、職務上請求書を不正に使用し、数百件から約1万件の戸籍謄本等を不正に取得していたことが判明した。また、平成18年には、⑤名古屋市の手興信所が、平成19年には、⑥大阪府の探偵業者が、それぞれ、結婚相手の身元調査等の依頼を受けて、市販の印鑑を用いるなどして委任状を偽造し、約百件から数千件の戸籍謄本等を不正に取得していたことが判明した。

このうち、上記①については、不正発覚の端緒となった興信所の業務日誌には、部落地名総鑑とみられる資料の貸借が記載されており、また、上記③については、当該行政書士は、新聞記者の取材に対し、「同和地区の出身かどうかを調べる身元調査がほとんどだった」旨述べた。

(甲13, 甲40の1ないし4, 甲41ないし43,

甲44の1, 2, 甲45)

(6) 平成28年12月9日、部落差別の解消の推進に関する法律が成立するなど、現在に至るも、同和問題にかかる対策は、引き続き行われている。法務

省の人権擁護機関は、平成23年に137件、平成24年に110件、平成25年に85件、平成26年に117件、平成27年に93件、それぞれ同和問題に関する人権侵犯事件への対応を開始し、被害の救済及び予防を図っており、また、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域を同和地区であると指摘するなどの情報を認知した場合には、その削除を要請するなどの対応を行っている（平成28年版「人権教育・啓発白書」39頁参照）。

2 争点1（本件ウェブページ等の存否及び内容）について

(1) 本件ウェブページ3は、原決定時に存在したかについて

本件ウェブページ3が、平成28年4月7日当時、同和地区W i k iに掲載されていたことは、当事者間に争いがない。

これに対し、債務者は、本件ウェブページ3は同日に削除されたと主張するものの、これを裏付ける疎明資料を提出せず、一件記録を精査しても、本件ウェブページ3が同月18日の原決定時までに削除されたことを示す疎明はない。

したがって、本件ウェブページ3は、原決定時にも同和地区W i k iに掲載されていたと推認される。

(2) 本件ウェブページ4の内容について

債権者らは、本件ウェブページ4は、同和地区W i k iのミラーサイトのメインページであると主張する。しかしながら、一件記録（債権者ら準備書面1添付の別紙目録7の2枚目以下の下部欄外部分）によれば、同メインページのURLは、以下に記載のものであり、本件ウェブページ4のURLとは異なることが認められる。

「 <http://xn--dkrxs6lh1g.com/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8> 」

したがって、本件ウェブページ4は、その内容が特定されていないから、

その余の争点について判断するまでもなく、債権者らの仮処分命令の申立ては、いずれも理由がない。

(3) 本件ウェブページ5のうち「本件ウェブページ1及び本件ウェブページ2の過去の版」以外のウェブページの存否について

本件ウェブページ3が原決定時に存在したと推認されることは、上記(1)に判示のとおりであるから、「本件ウェブページ3の過去の版」も、「本件ウェブページ1及び本件ウェブページ2の過去の版」と同様に、原決定時に「同和地区．みんな」ドメイン内に存在したと推認され、この推認を覆すに足りる疎明はない。

これに対し、「本件ウェブページ1、本件ウェブページ2及び本件ウェブページ3（以下「本件ウェブページ1ないし3」という。）の印刷版ページ」及び「その他1ないし3の情報が記載された一切のウェブページ」については、一件記録を精査しても、その存在を認めるに足りる疎明がないから、その余の争点について判断するまでもなく、債権者らの仮処分命令の申立ては、いずれも理由がない。

(4) 小括

以上によれば、本件ファイル等、本件ウェブページ1ないし3、本件ウェブページ5のうち「本件ウェブページ1ないし3の過去の版」については、原決定時に存在したものと認められる。なお、本件ウェブページ5のうち「本件ウェブページ1ないし3の過去の版」は、本件ウェブページ1ないし3の各編集時に機械的に作成され、その内容は基本的に同一と認められるから（審尋の全趣旨）、その削除又は公表禁止の可否についての判断は、本件ウェブページ1ないし3と同旨である。

3 争点2（債務者は、差止請求の相手方となるか）について

- (1) 本件ファイル等が、債務者によって鳥取ループに掲載されたこと、本件ウェブページ1ないし3が、原決定時に同和W i k iに掲載されていたことは、

前記前提事実(3)に認定のとおりである。本件ウェブページ5のうち「本件ウェブページ1及び本件ウェブページ2の過去の版」が、原決定時に「同和地区．みんな」ドメイン内に存在していたことは、当事者間に争いがなく、「本件ウェブページ3の過去の版」も、原決定時に「同和地区．みんな」ドメイン内に存在したと推認されることは、前記2(3)に判示のとおりである。

- (2) 債務者が、自己が所有する「miya.be」ドメインにおいて鳥取ループを運営管理していること、自己が所有する「同和地区．みんな」ドメインにおいて同和地区W i k iを開設していることは、前記前提事実(1)ウに認定のとおりであり、この事実によれば、債務者は、鳥取ループ、同和地区W i k i、「同和地区．みんな」ドメインの管理権者であると認められる。

これに対し、債務者は、同和地区W i k iは不特定多数により編集可能なウェブサイトであるから、債務者は同和地区W i k iの管理権者ではないと主張する。

しかしながら、ウェブサイトの管理権者とは、当該ウェブサイトのウェブページの削除権限を有する者を意味するところ、債務者は、原決定後、示現舎のウェブサイトに、『同和地区．みんな』ドメイン及び筆者が対処可能なサイトは別サイトに転送しておきました。』と記載した記事を投稿し(甲30)、また、原決定にかかる間接強制申立事件の意見書においても、「仮処分決定正本の到達日に、全ての債務を履行済みである。」と述べ(甲31)、さらに、本件審尋期日においても、本件ウェブページ1及び本件ウェブページ2の過去の版について、「原決定の発令後、外部からアクセスできないよう措置をとった。」と述べたことが認められ、同和地区W i k iについて削除権限を有することを裏付ける言動をしていることに照らせば、債務者の主張は、採用することができない。

- (3) したがって、債務者は、鳥取ループ、同和地区W i k i、「同和地区．みんな」ドメインの管理権者として、本件ファイル等、本件ウェブページ1ない



し3、本件ウェブページ5のうち「本件ウェブページ1ないし3の過去の版」について、いずれも差止請求の相手方となると解するのが相当である。

4 争点3（個人債権者らの各差止請求権の有無）について

(1) 人格権に基づく侵害行為の差止め請求について

人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。どのような場合に侵害行為の差止めが認められるかは、侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである。そして、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差止めを肯認すべきである（最高裁平成13年(オ)第851号、同年(受)第837号同14年9月24日第三小法廷判決・裁判集民事207号243頁参照）。

(2) 個人債権者らの人格権侵害の有無について

ア 前記前提事実(2)ないし(4)及び前記1(2)で認定した事実によれば、全国部落調査は、昭和11年当時、同和対策事業を進めるための非公開の内部資料として作成されたものであるところ、本件ファイル等は、これをインターネット上で公開したものであり、その内容も、全国部落調査の内容自体に加えて、全国の同和地区の所在地等を網羅的、一覽的に記載した各府県部落調査の内容に現在地を付記して一覽表で記載したものであること、部落地名総鑑も、全国の同和地区の所在地等を網羅的、一覽的に記載したものであり、一部の部落地名総鑑には昭和50年当時の地名も記載されていたこと、したがって、本件ファイル等と部落地名総鑑は、いずれも、同和

地区の所在地等を、最新の地名も交えて、網羅的、一覽的に記載したものであって、その趣旨及び内容において同種のものであることが認められる。

イ 他方、前記1に認定の事実によれば、我が国において、同和問題は最も深刻にして重大な社会問題であるとの認識のもとに、その根本的解決が国の責務であるとして同和対策事業が進められてきたこと、昭和50年に存在が明らかとなった部落地名総鑑について、政府は、同和地区住民に対する様々な差別を招来し、助長する極めて悪質な差別文書であるとの認識を明らかにし、法務省は、10年余りの期間をかけて、その回収と焼却処分を行い、対応に当たったこと、その後も、戸籍謄本等の不正取得など、同和地区出身者か否かに関する差別的な身元調査の事例が継続的に発生しており、最近でも、法務省は、毎年百件前後、同和問題に関する人権侵犯事件への対応を行っていることが認められる。

ウ 上記の事実によれば、我が国においては、長年にわたり同和対策事業が実施されてきたが、現在においても、なお、同和地区出身者らに対する差別行為を容認する意識が一定程度存在するといわざるを得ず、本件ファイル等は、法務省が10年余りをかけて回収と焼却処分に当たった部落地名総鑑と同種のものであることに照らせば、本件ファイル等がインターネット上で引き続き公開された場合には、部落地名総鑑と同様の利用がされることにより、同和地区出身者の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々な差別を招来し、助長するおそれが高く、かつ、一旦差別を招来した場合には、その性質上、これを事後的に回復することは著しく困難であることが認められる。

また、個人債権者らは公的立場にある者ではなく、本件ファイル等に記載されている表現内容は、公共の利害に関する事項でもない。

そうであれば、本件ファイル等のインターネット上での公開は、個人債権者らの人格権に対する侵害行為であると認められる。

エ 本件ウェブページ1は、前記前提事実(3)ウに認定のとおり、本件ファイル等へのリンクを掲載したものであるから、本件ファイル等と一体をなすものであると認められる。また、本件ウェブページ2も、前記前提事実(3)エに認定のとおり、各都道府県ページに、それぞれ本件ファイル3及び本件ファイル4と同様の内容の一覧表（さらに、当該地区に特徴的な苗字なども付記している。）を記載したものであり、その余の部分も、これと不可分一体であると認められる。

そうであれば、本件ウェブページ1及び本件ウェブページ2のインターネット上での公開は、本件ファイル等と同じく、個人債権者らの人格権に対する侵害行為であると認められる。

オ したがって、本件ファイル等、本件ウェブページ1及び本件ウェブページ2のインターネット上での公開は、個人債権者らの人格権に対する侵害行為であり、本件においては、侵害行為が明らかに予想され、これによって個人債権者らが重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能又は著しく困難になると認められるから、個人債権者らは、上記ウェブページ等のインターネット上での公開の差止めを求めることができるというべきである。

(3) プライバシー権に基づく侵害行為の差止め請求について

ア 個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきであるが、他方で、インターネットによる情報提供は、現代社会における情報流通の基盤として大きな役割を果たしていることを考慮すると、個人のプライバシーに属する事実を含む記事をインターネット上で公開する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、その者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事の目的や意義、上記記事において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表

されない法的利益と上記記事を提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、当該記事のインターネット上での公開の差止めを求めることができるものと解するのが相当である（最高裁平成28年（第45号）同29年1月31日第三小法廷決定参照）。

イ 本件ウェブページ3は、前記前提事実(3)オに認定のとおり、債権者同盟等の役員ら多数名について、その氏名、役職、住所、電話番号、生年月日、略歴、勤務先及び出生地等の全部又は一部を、一覧表の形式で記載したものであり、このうち、個人債権者らの氏名、役職、住所、電話番号、生年月日、略歴、勤務先及び出生地、その他個人債権者らに関する情報を記載した部分（以下「個人債権者ら情報記載部分」という。）が個人債権者らのプライバシーに属する事実にあたることは明らかである（なお、債務者は、債権者組坂にかかる住所は別入宅であり、債権者宮瀧にかかる電話番号は存在しないものであったと主張するが、当該情報が真実か否かは、プライバシーに属する事実にあたる旨の判断を左右するものではない。）。

そして、個人債権者ら情報記載部分がインターネット上で引き続き公開された場合には、個人債権者らの情報が伝達される範囲は幅広く、かつ、個人債権者らに対する様々な差別を招来し、助長するおそれが高く、かつ、一旦差別を招来した場合には、その性質上、これを事後的に回復することは著しく困難であることが認められる。

個人債権者らは、公的立場にある者ではなく、個人債権者ら情報記載部分は、公共の利害に関する事項でもない。また、個人債権者ら情報記載部分を含む本件ウェブページ3をインターネット上で公開すべき必要性を裏付ける事情を認めるに足りる疎明はない。

そうであれば、本件においては、個人債権者ら情報記載部分を公表されない法的利益が優越することが明らかであるというべきであり、個人債権

者らは、個人債権者ら情報記載部分のインターネット上での公開の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。

他方、本件ウェブページ3のうちその余の部分については、個人債権者らに係る情報を記載したものではないから、個人債権者らのプライバシーに属する事実を公表するものとは認められない。

(4) 債務者の主張について

ア 債務者は、本件仮処分命令の申立ては、個人債権者らが同和地区出身者であるという、あつてはならない身分の存在を前提とするものであり、憲法14条1項に違反する旨、同和地区出身者という法律上の身分は存在しない旨主張する。

しかしながら、同和地区といわれる地区の存在については、同和対策審議会においても実態調査が実施され、具体的な統計がとられているところ(甲12)、個人債権者らが同和地区出身者であるとの主張は、同和地区といわれる一定の地区の出身者であることを意味するものにすぎず、法律上その他の何らかの身分が存在することを意味するものではないから、債務者の主張は、採用できない。

イ 債務者は、公表禁止の申立ては、債務者の表現行為全般を将来にわたって禁止するものであつて、債務者の表現の自由を著しく侵害する不当な人権侵害であり、憲法21条1項及び2項に違反すると主張する。

しかしながら、出版物の印刷、製本、販売、頒布等の仮処分による事前差止めは、憲法21条2項前段にいう「検閲」には当たらず(最高裁昭和56年(オ)第609号同61年6月11日大法院判決・民集40巻4号872頁参照)、このことは、情報のインターネット上での公開の仮処分による差止めについても同様である。

また、公共の利益に係わらない事項を記載した本件ウェブページ等の公開による公的立場にない個人債権者らの人格権等の侵害が問題とされる本

件においては、本件ウェブページ等の公開により個人債権者らに重大で回復困難な損失を被らせるおそれがあることを要件として、裁判所が人格権等に基づくインターネット上での公開の差止めを認めることは、憲法21条1項に違反するものではない（前掲平成14年9月24日第三小法廷判決参照）。

ウ 債務者は、同和地区の地名を掲載した書籍、資料等は他にも数多く存在するし、実質的に部落地名総鑑と同じ内容の全国部落調査は様々な文献で引用されているから、本件ウェブページ等は、部落差別を助長し、固定化するものではないと主張する。

しかしながら、債務者において全国部落調査が引用されていると指摘する書籍等（乙8、14、15、19、20、23ないし28、45ないし54）は、いずれも、同和問題にかかる行政資料であるか、特定の都道府県内の同和地区にかかる調査・研究資料等であり、かつ、いずれも当該調査・研究等に必要な限りで、同和地区の地名等を記載したものであることが認められる。これに対し、本件ウェブページ等は、部落地名総鑑と同様に、同和地区の所在地等を、最新の地名も交えて、網羅的、一覽的に記載したものであることは、前記(2)アに認定のとおりであり、債務者の指摘する書籍等とは、趣旨及び内容のいずれにおいても異なるものであることが明らかであるから、上記書籍等の存在をもって、本件ウェブページ等の公開が許容されるべきことを裏付けるものとはいえず、債務者の主張は、採用できない。

エ 債務者は、戸籍謄本は部落差別に利用できるものではないし、法務省が公開しているデータによっても、同和地区名の公開と人権侵犯事件の増減は無関係であると主張する。

しかしながら、戸籍謄本等の不正取得事案のうち一部については、調査対象者が同和地区出身者かどうかを調べることを目的とするものであった

ことは、前記1(5)に認定のとおりであり、また、前記1(6)に認定の事実によれば、現在においても、同和地区出身者らに対する差別行為を容認する意識が一定程度存在することは否定できず、債務者の主張は、採用できない。

(4) 小括

以上によれば、本件ファイル等、本件ウェブページ1及び本件ウェブページ2のインターネット上での公開は、個人債権者らの人格権を侵害するものであり、本件ウェブページ3のうち個人債権者ら情報記載部分のインターネット上での公開は、個人債権者らのプライバシー権を侵害するものであるから、個人債権者らは、債務者に対し、上記ウェブページ等のインターネット上での公開の差止めを求めることができるというべきである。

5 争点4（債権者同盟の差止請求権の有無）について

- (1) 「業務」が刑法上保護法益とされ、その妨害が犯罪行為として刑罰の対象とされていること（刑法233条、234条）に鑑みると、法人が現に遂行し又は遂行すべき「業務」を平穩に遂行する権利は、法的保護の対象となるというべきであるが、他方で、インターネットによる情報提供は、現代社会における情報流通の基盤として大きな役割を果たしていることを考慮すると、法人の業務を妨げるおそれのある記事をインターネット上で公開する行為が違法となるか否かは、上記記事に記載された事実の性質及び内容、その事実が伝達される範囲と当該法人が被る具体的被害の程度、当該法人の社会的地位や影響力、上記記事の目的や意義、上記記事において当該事実を記載する必要性等を総合的に判断すべきであり、上記記事の公開が権利行使としての相当性を超え、上記記事の公開によって当該法人の業務に及ぼす支障の程度が著しく、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは、法人の業務を平穩に遂行する権利を侵害するものとして、当該記事のインターネット上での公開の差止めを肯認すべきである。債権者

同盟は、権利能力なき社団であるが、平穩に業務を遂行する権利を有していることは、法人と変わるものではない。

- (2) そこで、検討すると、本件ウェブページ3は、前記前提事実(3)オに認定のとおり、債権者同盟の中央本部、都府県連合会その他の団体等の役員ら多数名について、その氏名、役職、住所、電話番号、生年月日、略歴、勤務先及び出生地等の全部又は一部を、一覧表の形式で記載したものである。これらの情報がインターネット上で引き続き公開された場合には、当該情報が伝達される範囲は幅広く、かつ、上記役員らに対する様々な差別を招来し、助長するおそれが高く、上記役員らが債権者同盟の事務を処理するに当たって萎縮的効果を生じさせ、ひいては、債権者同盟の日常的な業務の遂行に支障を来すおそれが高く、かつ、一旦業務の遂行に支障を来した場合には、その性質上、これを事後的に回復することは著しく困難であると認められる。

上記役員らは公的立場にある者ではなく、本件ウェブページ3に記載されている表現内容は、公共の利害に関する事項でもない。また、本件ウェブページ3をインターネット上で公開すべき必要性を裏付ける事情を認めるに足りる疎明はない。

そうであれば、本件ウェブページ3のインターネット上での公開は、債権者同盟の業務を平穩に遂行する権利を侵害するものと認められ、債権者同盟は、本件ウェブページ3のインターネット上での公開の差止めを求めることができるのと解するのが相当である。

- (3)ア 債権者同盟は、①本件ファイル等、本件ウェブページ1及び本件ウェブページ2のインターネット上での公開（以下「本件公開」という。）は、就職差別や結婚差別に悪用されるおそれが極めて高く、債権者同盟がこれまで積み上げてきた種々の取組みを水泡に帰し、現在及び将来の活動に著しい支障を生じさせること、②債権者同盟は、構成員である同和地区出身者らの人格権を内包する業務上の権利を有しているから、個人債権者らの

人格権の侵害により、債権者同盟の業務遂行権の侵害も発生していることを理由として、本件公開についても、債権者同盟の業務遂行権を侵害すると主張する。

イ しかしながら、本件公開により招来される差別行為は、同和地区出身者ら各人に対して行われるものであって、債権者同盟に対して行われるものとは認められず、他に、本件公開が、債権者同盟の業務遂行を現実には妨げていることを認めるに足りる疎明はない。

債権者同盟は、最高裁平成25年(行ヒ)第37号同26年12月5日第二小法廷判決(判例地方自治390号51頁)を援用するが、同判決は、情報公開条例の定める非公開事由への該当性の判断として、非公開情報の公開が、人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的として種々の取組みを行っている県の同和対策事業ないし人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したものであり、本件公開の差止めの要件として、私的団体の業務遂行権に対する侵害が問題となる本件とは事案を異にするものである。

また、債権者同盟は、東京高裁平成20年7月1日決定(判タ1280号329頁)を援用するが、同決定は、多数回及び長時間にわたる架電及び応対又は面談の強要により法人の業務に著しい支障を来していることを認定した上で業務遂行権に対する侵害と評価したものであり、本件公開が債権者同盟の業務遂行を現実には妨げるとは認められない本件とは事案を異にするものである。

さらに、債権者同盟は、権利能力なき社団においては、構成員の人格権が団体の業務上の権利として還元される程度は、法人の場合と比較してより強くなると主張するが、個人債権者らの人格権の侵害が債権者同盟の具体的な業務遂行を妨げていることを認めるに足りる疎明はなく、債権者同盟の主張は、採用できない。

6 争点5（保全の必要性）について

- (1) 個人債権者らは、①本件ファイル等、本件ウェブページ1及び本件ウェブページ2並びに②本件ウェブページ3のうち個人債権者ら情報記載部分のインターネット上での公開により、差別行為による種々の損失を被るおそれがあり、これを事後的に回復することは著しく困難である以上、上記ウェブページ等記載の記事の削除及び公表禁止の申立てについては、保全の必要性を肯認することができる。

また、債権者同盟は、本件ウェブページ3のインターネット上での公開により、業務遂行上の種々の損失を被るおそれがあり、これを事後的に回復することは著しく困難である以上、本件ウェブページ3記載の記事の削除及び公表禁止の申立てについては、保全の必要性を肯認することができる。

- (2) これに対し、債務者は、本件ウェブページ等の内容は、誰でも自由に利用できるため、既に各所に拡散されており、また、本件ファイル等と同等の情報は、「インターネット・アーカイブ」に所蔵されるなど、さらなる拡散を続けており、保全の必要性は存在しないと主張する。

しかしながら、債務者が主張する事情は、前記4及び5に判示した本件ウェブページ等のインターネット上での公開による個人債権者ら及び債権者同盟の権利侵害の判断を覆すものではない上、債務者は、出版禁止等仮処分命令の発令後も、鳥取ループに、各府県部落調査の内容に現在地を付記して一覧表の形式で記載した本件ファイル4を新たに掲載していること（当事者間に争いが無い事実）に照らせば、保全の必要性は否定することができない。

7 結論

よって、個人債権者らの申立てについては、①本件ファイル等記載の各記事、②本件ウェブページ1及び本件ウェブページ2記載の各記事、③本件ウェブページ3記載の記事のうち個人債権者ら情報記載部分並びに④本件ウェブページ5記載の記事のうち上記②及び③記載の記事の過去の版についての仮の削除及

び公表の禁止を求める限度で、債権者同盟の申立てについては、本件ウェブページ3記載の記事及び本件ウェブページ5記載の記事のうち本件ウェブページ3記載の記事の過去の版についての仮の削除及び公表の禁止を求める限度で、それぞれ理由があり、その余は理由がないから、原決定を主文のとおり変更することとし、手続費用の負担につき民事保全法7条、民事訴訟法61条及び64条ただし書を適用して、主文のとおり決定する。

平成29年3月16日

横浜地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官 鹿子木 康

裁判官 中 寫 諏 訪

裁判官 岩 田 澄 江

(別紙)

当 事 者 目 録

東京都中央区入船 1-7-1 (本部)

債 権 者

部落解放同盟

上 記 代 表 者

組 坂 繁 之

東京都中央区入船 1-7-1 (本部) 気付

債 権 者

組 坂 繁 之

東京都中央区入船 1-7-1 (本部) 気付

債 権 者

片 岡 明 幸

東京都中央区入船 1-7-1 (本部) 気付

債 権 者

西 島 藤 彦

東京都中央区入船 1-7-1 (本部) 気付

債 権 者

藤 川 正 樹

東京都中央区入船 1-7-1 (本部) 気付

債 権 者

宮 瀧 順 子

上記 6 名代理人弁護士

河 村 健 夫

同

山 本 志 都

同

指 宿 昭 一

同

中 井 雅 人

神奈川県座間市緑ヶ丘 6-1-23-102

債 務 者

宮 部 龍 彦

(別紙)

ファイル等目録

- 1 <http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%89%E6%9C%88%E5%88%8A%20%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB%EF%BC%BB%E7%A7%98%EF%BC%BD%E8%B2%A1%E5%9C%98%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E8%9E%8D%E5%92%8C%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%8D%94%E6%9C%83/%e6%98%ad%e5%92%8c%e5%8d%81%e4%b8%80%e5%b9%b4%e4%b8%89%e6%9c%88%e5%88%8a%20%e5%85%a8%e5%9c%8b%e9%83%a8%e8%90%bd%e8%aa%bf%e6%9f%bb%ef%bc%bb%e7%a7%98%ef%bc%bd%e8%b2%a1%e5%9c%98%e6%b3%95%e4%ba%ba%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e5%8d%94%e6%9c%83.jpg.zip>

上記URLの全ページ。

- 2 <http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%89%E6%9C%88%E5%88%8A%20%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB%EF%BC%BB%E7%A7%98%EF%BC%BD%E8%B2%A1%E5%9C%98%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E8%9E%8D%E5%92%8C%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%8D%94%E6%9C%83/%e6%98%ad%e5%92%8c%e5%8d%81%e4%b8%80%e5%b9%b4%e4%b8%89%e6%9c%88%e5%88%8a%20%e5%85%a8%e5%9c%8b%e9%83%a8%e8%90%bd%e8%aa%bf%e6%9f%bb%ef%bc%bb%e7%a7%98%ef%bc%bd%e8%b2%a1%e5%9c%98%e6%b3%95%e4>

<http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%89%E6%9C%88%E5%88%8A%20%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB%EF%BC%BB%E7%A7%98%EF%BC%BD%E8%B2%A1%E5%9C%98%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E8%9E%8D%E5%92%8C%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%8D%94%E6%9C%83/%e6%98%ad%e5%92%8c%e5%8d%81%e4%b8%80%e5%b9%b4%e4%b8%89%e6%9c%88%e5%88%8a%20%e5%85%a8%e5%9c%8b%e9%83%a8%e8%90%bd%e8%aa%bf%e6%9f%bb%ef%bc%bb%e7%a7%98%ef%bc%bd%e8%b2%a1%e5%9c%98%e6%b3%95%e4%ba%ba%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e5%8d%94%e6%9c%83.pdf>

上記URLの全ページ。

- 3 <http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%89%E6%9C%88%E5%88%8A%20%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB%EF%BC%BB%E7%A7%98%EF%BC%BD%E8%B2%A1%E5%9C%98%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E8%9E%8D%E5%92%8C%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%8D%94%E6%9C%83/%e6%98%ad%e5%92%8c%e5%8d%81%e4%b8%80%e5%b9%b4%e4%b8%89%e6%9c%88%e5%88%8a%20%e5%85%a8%e5%9c%8b%e9%83%a8%e8%90%bd%e8%aa%bf%e6%9f%bb%ef%bc%bb%e7%a7%98%ef%bc%bd%e8%b2%a1%e5%9c%98%e6%b3%95%e4%ba%ba%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e5%8d%94%e6%9c%83.txt.zip>

上記URLの全ページ。

- 4 <http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/zenkokuburaku.html>

上記URLの全ページ。

(別紙)

ウェブサイト目録

- 1 <http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB>

上記URLの全ページ。

- 2 <http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E5%85%A8%E5%9B%BD%E3%81%AE%E5%90%8C%E5%92%8C%E5%9C%B0%E5%8C%BA>

上記URLページからアクセスすることができる各都道府県ページ。

- 3 <http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%A7%A3%E6%94%BE%E5%90%8C%E7%9B%9F%E9%96%A2%E4%BF%82%E4%BA%BA%E7%89%A9%E4%B8%80%E8%A6%A7>

上記URLの全ページ。

- 4 <http://douwa.jusyopon.com/index.php?title=%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB>

上記URLの全ページ。

- 5 <http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8>

上記URLページの「ツール」項目等からアクセスすることができる上記1ないし3の印刷版ページ，過去の版，その他1ないし3の情報が記載された一切のウェブページ。